

議案第 8 3 号

世田谷区営住宅管理条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 3 年 9 月 1 5 日

提出者 世田谷区長 保 坂 展 人

(説明) 生活保護法による保護の基準等の改正に伴う世田谷区営住宅の利用者の要件に関する経過措置を廃止するとともに、世田谷区営シティコート世田谷給田の管理戸数を変更する必要があるため、本案を提出する。

世田谷区営住宅管理条例の一部を改正する条例

世田谷区営住宅管理条例（平成2年3月世田谷区条例第21号）の一部を次のように改正する。

付則第3項を削る。

別表世田谷区営シティコート世田谷給田の項中「51」を「52」に改める。

附 則

この条例は、令和3年10月1日から施行する。